

雑種地等被害復旧支援

交付対象地

熊本地震により被災した雑種地等で**道路・水路等公共物に接する箇所**の復旧

※雑種地等とは…熊本地震発生時に住宅地以外の用に供されていた土地（農地および市街化調整区域の山林を除く）

交付対象とならない土地（工事）

次のいずれかに該当する場合は補助対象外となります。

- ・分譲宅地等の宅地開発の事業の用に供されている土地
- ・平成28年熊本地震復興基金による別の事業の対象となる工事
- ・熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金など、他の補助制度の対象となる工事
- ・平成28年4月15日以降に取得（相続を除く）した土地

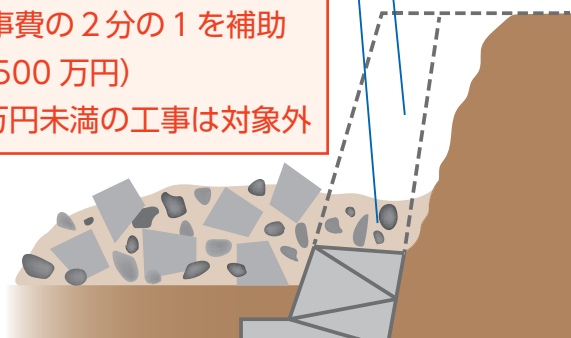
対象となる工事および補助額

- ① のり面の復旧工事
- ② 擁壁の復旧工事（被災した擁壁の撤去および擁壁に関する排水施設設置工事を含む）

擁壁の復旧工事（再構築、補修等）

被災した擁壁の撤去工事

対象工事費の2分の1を補助
（上限500万円）
※50万円未満の工事は対象外



予算額

1億円（予算がなくなり次第、事業は終了となります）

申請受け付けについて

時間

平日 午前9時～午後5時
（正午～午後1時を除く）

※毎週木曜日は午後6時15分まで

申請についての相談がある人は、被災状況の分かる写真などをお持ちください。

場所

役場仮設庁舎南館1階
復旧事業課 宅地復旧係

必要書類

益城町雑種地等復旧補助金交付申請書（復旧事業課の窓口にて準備しています。ホームページからもダウンロードできます）

添付書類

- 対象工事の設計図書（付近見取図、工事内容の分かる図面等）
 - 対象工事の見積書の写し
 - 雑種地等の被害状況を確認できる資料（写真等）
 - 対象工事に係る被災した雑種地等の所有者（申請者を除く）全員または一部の承諾書
 - 固定資産税名寄帳または固定資産税課税明細書（申請土地の記載があるもの）
 - 申請者の世帯全員の町税等に未納がない証明書（税務課で発行します）
- ※上記以外にも書類の提出をお願いする場合があります。

閩復旧事業課宅地復旧係 ☎ 286 - 3224

宅地復旧および地盤改良工事補助についての休日相談会

宅地復旧および地盤改良工事補助についての休日相談会を開催します。

相談にお越しの際は、被害状況の分かる写真や地盤調査結果報告書などをお持ちください。

当日は、申請の受け付けも行います。

日時…8月19日（日） 午前9時～正午

場所…役場仮設庁舎 南館1階

閩復旧事業課宅地復旧係 ☎ 286 - 3224